

令和3年度 事業継続応援金 申請手引き

【支援金概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であって、かつ、北海道の定める「新北海道スタイル」を取り組みいただける方に対し、事業継続に資する応援金を支給する。

【対象者】

士別市内で飲食業、食品製造業、食品販売業を主たる事業として営んでいる事業者であり、「新北海道スタイル」を実践しており、令和2年11月から令和3年1月のいずれかで月の売上が前年同月比で30%以上減少している方

【応援金額】

上記対象者に対し、一律30万円・・・①

【特別加算】 ※飲食業者のみ。食品製造業、食品販売業は対象外となります。

該当者に対し、20万円・・・②

《特別加算の該当者》

令和2（2020）年の売上が令和元（2019）年の売上に対し、

50%以上の減少となっている事業所

（持続化給付金等、国や北海道等が行う支援金を受給し、確定申告において売上として計上した場合はその金額を除いて比較）。

※令和元年の売上が**100万円未満**の場合は、50%以上の減少がある場合も**加算の対象とはなりません。**

令和元（2019）年

月	売上
1月	100万円
2月	100万円
3月	省略
8月	
9月	100万円
10月	100万円
11月	100万円
12月	100万円
年間合計	1,200万円

令和2（2020）年

月	売上	減少率
1月	30万円	
2月	30万円	
3月	省略	
8月		
9月	30万円	
10月	30万円	
11月	50万円	50.0%
12月	30万円	70.0%
年間合計	650万円	45.8%

参考

①2020年11月～2021年1月、いずれかの月で30%以上減少を満たすことから、**30万円支給**

この場合、②は加算対象外

※国や道からの支援金を確定申告売上上に含み申告している場合

持続化給付金 100万円 （この分については、年間合計から控除し計算）

（年間合計）650万円 - （持続化給付金）100万円 = （令和2年の売上）550万円

令和元年の年間合計1,200万円と令和2年の売上550万円を比較し減少率を計算

減少率 **54.2%** ②の要件も満たすことから20万円の加算も適用

総支給額 ①+② **50万円**

【支給要件】

- 対象者であること

以下の取り組みを実践する（「北海道スタイル」に基づく）

- スタッフのマスクの着用や小まめな手洗いに取り組みます
- スタッフの健康管理を徹底します
- 施設内の定期的な換気を行います
- 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います
- 人と人の接触機会を減らすことに取り組みます
- お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます
- 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取り組みをお客様に積極的にお知らせします

【期間】

「北海道
スタイル」
の取組期間

：**本申請書提出時まで実践**

申請期間：**令和3年4月12日から令和3年6月30日**

【申請書類】

必要書類は以下のとおりです。法人・個人事業主で一部提出書類が異なります。

《個人事業主》

- ①事業継続応援金申請書
- ②誓約書
- ③令和元年度及び令和2年度の
所得税の確定申告書
- ④売上の減小が確認出来る書類
- ⑤国及び北海道の支援金の給付決定通知書
- ⑥通帳の写し
- ⑦業種・業態が確認できるもの
- ⑧「北海道スタイル」の取組が確認できるもの
- ⑨本人確認書類（運転免許証、パスポート、
マイナンバーカード等）の写し

《法人》

- ①事業継続応援金申請書
- ②誓約書
- ③直近分の
消費税の確定申告書
- ④売上の減小が確認出来る書類
- ⑤国及び北海道の支援金の給付決定通知書
- ⑥通帳の写し
- ⑦業種・業態が確認できるもの
- ⑧「北海道スタイル」の取組が確認できるもの
- ⑨本人確認書類（運転免許証、パスポート、
マイナンバーカード等）の写し

※上記以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出をお願いすることがございます。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し郵送。

《郵送先》

〒095-8686

士別市東6条4丁目1番地

士別市経済部商工労働観光課

※申請書類等については市HPよりダウンロードし印刷してください。

また、印刷が難しい場合には紙媒体のものについて上記住所にて配布しております。

【支給の決定】

(1)申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは応援金を支給します。**応援金は申請書確認後、順次支給する予定です。**

(2)申請書類の審査の結果、本応援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。

(3)審査の結果、本応援金を支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関して通知します。

※申請書類を確認する中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただきます。

【その他】

(1)本応援金の支給決定後、事業者が申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本市応援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者に応援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。

(2)本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する確認、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

(3)事業者が下記に該当する場合は、応援金の支給対象ではありません。

①事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に自主的に関与していると認められる。

③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。

- ④事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している認められる。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局、警察、保健所等）に提供する場合があります。

《問合せ先》

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地

士別市役所第2庁舎（新庁舎向かい）

士別市経済部商工労働観光課

TEL：0165-26-7137

FAX：0165-22-2478

受付時間 月～金 8：30～17：15

